

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2017年(平成29年) June 6月号

平成29年度全国安全週間実施要綱及び説明会日程について



新田神社 御田植祭（薩摩川内市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま..... 1
 平成29年度全国安全週間実施要綱及び
 説明会日程について..... 2～3
 平成29年度全国安全週間説明会のご案内..... 4
 平成28年度臨検監督の実施結果について..... 5
 梅雨期の労働災害防止対策について..... 6
 熱中症を防ごう！..... 6
 災害に学ぶ ～屋根葺き中の墜落事故～..... 7
 安心して働くための「無期転換ルール」について..... 8
 新規学卒者の職業紹介状況..... 9
 平成29年 業種別死傷災害発生状況（4月末速報値）... 9
 「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」の
 認定基準・認定マークが改正されました.....10

育児・介護休業法が改正されました.....11
 業務改善助成金のご案内.....11
 平成29年度鹿児島労働安全衛生大会のご案内.....12
 鹿児島県最低賃金総合相談支援センター設置のご案内...13
 賃金に関する各種調査にご協力下さい.....14
 講師研修会を開催しました.....14
 長時間労働をどげんかせんといかん！.....15
 保健師からお届け クローバーたより
 ～お口すっきりで息も爽やか!!.....16
 平成29年度鹿児島地区出張特別試験のご案内
 ～労働安全衛生法に基づく免許試験～.....17
 平成29年7月の講習開催のご案内.....18

さくらじま

4月下旬、もう少し我慢をすれば花粉症の季節が通り過ぎると少しホッとしていた頃、人生初のインフルエンザに罹患してしまった。

私は十数年前から花粉症持ちで、例年この時期は常にマスク着用のため、正直、インフルエンザの予防もできているものと油断していた。しかし、マスクをしているという安心感の裏に、見事に隙ができていたのである。

- ① 予防接種をしていない。
- ② 食事中はマスクを外す。
- ③ うがいをしない。

など、今から思えばまさに隙だらけであった。

まず①については、これまで一度もインフルエンザに罹ることがないという根拠のない自信によりできた隙。

次に②については、うすうす気づいていたが、まあ大丈夫だろうというまたまた根拠のない自信によりできた隙。

最後の③に至っては、マスクをしているから特に気にしなくても問題ないだろうという誤った解釈によりできた隙（食事中や自宅ではマスクを外しているにも関わらず）。

罹ってから気づかされたこと、それは100%の備えは無理だとしても、確率を上げる努力は常に必要だということ。

『備えあれば憂いなし。』まさに健康も仕事もこの言葉どおりだと改めて認識させられた春であった。

平成29年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で1,000人を下回る見込みである。

しかしながら、休業4日以上死傷災害（以下単に「死傷災害」という。）は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成28年11月から平成29年2月まで4か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成29年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

2 期 間

平成29年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成29年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者 各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対

し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ウ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- エ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走

- 行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

平成29年度全国安全週間説明会日程表

	日時	業種	主催者	会場
鹿児島署管内	6月6日(火)10時～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月7日(水)13時30分～	一般	基準協会	枕崎市民会館
	6月8日(木)13時30分～	一般	基準協会	シーサイドガーデンさのさ
	6月9日(金)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月9日(金)13時30分～	一般	基準協会	指宿市民会館
	6月12日(月)10時30分～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月12日(月)13時30分～	一般	基準協会	南さつま市民会館
	6月13日(火)10時～	建設	建災防	凌雲閣
	6月14日(水)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合
	6月15日(木)13時30分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月16日(金)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月19日(月)13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館
	6月20日(火)10時～	一般	基準協会	種子島建設会館
	6月22日(木)13時30分～	建設	建災防	建築会館
	6月26日(月)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月27日(火)10時～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター
川内署管内	6月8日(木)10時30分～	建設	建災防	甌島建設会館
	6月9日(金)13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月13日(火)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月14日(水)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月14日(水)14時00分～	一般	基準協会	出水市音楽ホール
	6月16日(金)10時00分～	建設	建災防	川内建設会館
鹿屋署管内	6月9日(金)14時～	一般	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月23日(金)13時30分～	一般	基準協会	志布志市市民文化会館
	6月14日(水)13時30分～	建設	建災防	錦江町中央公民館
	6月15日(木)13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月16日(金)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月8日(木)10時～12時	建設	建災防	大口建設会館
加治木署管内	6月8日(木)14時～16時	一般	基準協会	伊佐市文化会館
	6月9日(金)10時～12時	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月9日(金)14時～16時	一般	基準協会	加音ホール
	6月15日(水)10時～12時	建設	建災防	栗野建設会館
	6月9日(金)13時30分～	一般	基準協会	奄美振興会館
	6月12日(月)13時30分～	全業種	合同	瀬戸内建設会館
名瀬署管内	6月13日(火)15時30分～	全業種	合同	和泊町商工会館3階
	6月14日(水)15時30分～	全業種	合同	与論町中央公民館
	6月19日(月)13時30分～	建設	建災防	奄美建設会館
	6月22日(木)14時～	全業種	合同	喜界町中央公民館
	6月26日(月)13時30分～	全業種	合同	徳之島建設会館

梅雨期の労働災害防止対策

鹿児島労働局健康安全課

毎年、5月下旬頃から7月にかけて、梅雨の期間がおとずれます。この時期には、大雨による土砂崩壊災害などが発生し、これまでも多くの方が被災されています。

大雨や洪水などの被害を防ぐために、土砂災害防止の砂防設備やがけ崩れ防止対策、川のはん濫を防ぐ治水工事などの対策が講じられていますが、私たちはこの時期、特に、大雨や長雨などの防災気象情報などに注意し、災害に対する備えを怠らず、危険を感じたら早めに退避するなどの行動をとることが重要です。

また、私たちが働く職場や職場へ向かう通勤途中にこれらの害に巻き込まれることもあります。

さらに、危険な災害復旧現場で働く人たちの安全を軽視することはできません。

いかなる場合であっても、まずは「安全第一」を基本に考えていただきたいものです。

鹿児島労働局では、梅雨期における建設現場の土砂崩壊などによる労働災害防止対策に万全を期すよう、建設業者等の関係者に対し、「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」などの周知とその実施をお願いしています。

気象情報などの早めの把握と把握した気象情報などに基づく避難又は作業中断などの的確な措置を講じてください。

「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」

- 1 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作

業箇所及び周辺の地山について、浮石及び亀裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。

なお、掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。

- 2 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。

3 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。

4 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確認した上で作業を行うこと。

5 小規模な掘削作業を伴う上下水道等工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する『土止め先行工法』を積極的に導入すること。

6 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）に定められた措置を講じること。

7 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を講ずること。

熱中症を防ごう！

鹿児島労働局健康安全課

近年、夏季における記録的猛暑が顕著です。

総務省消防庁の熱中症に関する統計資料を見ますと、鹿児島県内の昨年の5月1日～9月30日までの救急搬送件数は1,418名で、そのうち成人が482名と約34%を占めています。

鹿児島県内では、仕事での熱中症で仕事を4日以上休んだりあるいは亡くなった労働者数は、この10年間で85名（うち死亡5名）に上ります。昨年は、1年間で過去最も多い19名（うち死亡なし）の方が熱中症になりました。熱中症の発生については、高温多湿の環境下での作業の認識のないまま作業が行われていることにその根本的な原因があります。具体的には、適切な休憩時間がとられていない、水分・塩分等の補給が適切に行われていない、作業者の健康状態が把握されていないこと等によるものが多くなっています。

また、熱中症予防のためには、普通の温度計だけではなく、熱中症指標計を使って暑さ指数「WBGT（湿球黒球温度）値」を計り、気を配っておく必要があります。

熱中症と思われる症状が少しでも出てきたら、休憩や医療機関への受診など、適切な対応をとることが求められます。

今年も暑い日が続くことが予想されます。熱中症の発

生や症状をよく理解して、熱中症予防に万全を期してください。

なお、厚生労働省では関係省庁、労働災害防止団体及び関係団体等との連携の下、7月を重点取組期間とする「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（平成29年5月1日～9月30日）を現在展開中です。早めの予防対策で、熱中症による死亡災害ゼロを目指しましょう。

おって、熱中症予防の詳細は、厚生労働省のHPの職場における労働衛生対策で紹介しております。別掲のパンフレットは、中央労働災害防止協会のHPの以下のURLに掲載されています。

http://www.jisha.or.jp/campaign/neccyusho/pdf/stop_neccyu_leaflet.pdf



災害に学ぶ

屋根葺き中の墜落事故

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

平成28年における建設業の事故の型別労働災害発生状況は、墜落・転落が最も多く全体の42.4パーセントを占めており、次いで、飛来・落下、激突され、はさまれ・巻き込まれ、転倒の順に多く発生しています。

今回は、建設業において依然として最も多い墜落災害の事例について紹介します。

【災害発生の概要】

災害は、鉄骨平屋建ての車庫を解体して、同一敷地内に移築する工事現場で発生したものです。

被災者は一次下請の70歳代前半の鉄骨工の男性でした。

災害発生前日までに移設前の鉄骨の解体と移設場所の基礎の設置、鉄骨の組立てを終了していました。

災害発生当日、午前8時30分から被災者を含む一次下請けの4名でスレート屋根を葺く作業を行っていました。

まず、解体した車庫に葺いていたスレート板を責任者が積載型トラッククレーン（通称ユニック車）で屋根の骨組みに載せる作業を行い、被災者と他の労働者2名でそれを受け取り、設置位置に運ぶ作業を行っていました。そして、もう1人の労働者がスレート板を鉄骨に仮止めする作業を行っていました。

スレート葺きは、西側から棟に向かって葺いていきました。

午前10時から15分間休憩を取った後、庇部分のスレートを葺く作業に取りかかりました。

休憩後の作業開始直後、被災者は棟からスレート（縦2.12メートル、横0.94メートル、厚さ5ミリメートル、重さ約20キログラム）を抱えて梁の上を移動中、足を踏み外して4メートル下の基礎床掘り箇所へ墜落してしまいました。

被災者は、墜落直後すぐに病院に搬送されましたが、約1時間後に、肋骨の複雑骨折による両側血気胸により死亡しました。

この現場では、鉄骨の組立て作業において足場は設置されていませんでした。

足場に代わる防網の設置や親綱を張り労働者が安全帯を使用することも行われていませんでした。

また、スレートの踏み抜きを防止するための歩み板も設置されていませんでした。

そして、はしご等の屋根への昇降設備の設置もなく、被災者らは鉄骨の柱に溶接したCチャンネル（水平材、C型鋼）を伝って昇降していました。

【災害発生原因】

- 1 鉄骨の組立てやスレート葺きの作業において、その高さが2メートル以上となっているにもかかわらず、足場の設置をしなかったこと。
- 2 次にスレート葺きの作業において、棟の下、屋根・梁及び鉄骨下地の下方に墜落防止用ネットを設置する、親綱を張り労働者に安全帯を使用させる等の墜落による危険防止措置が行われていなかったこと。
- 3 そして、スレート葺きの作業に際し、鉄骨下地等

からの墜落やスレートの踏み抜きによる墜落の危険の防止及び昇降するための設備の設置など、具体的な墜落防止措置の計画を作成していなかったこと。

【再発防止対策】

- 1 スレート葺きの作業においては、有効な足場を設置できない場合は、棟の下方、屋根・梁及び鉄骨下地の下方に墜落防止用ネットを設置する、親綱を張り労働者に安全帯を使用させる等の墜落による危険防止措置を行うことです。
- 2 また、スレート葺き作業に際しては、鉄骨下地等からの墜落やスレートの踏み抜きによる墜落による危険防止措置、そして、屋根に昇降するための設備など、具体的な墜落防止措置の計画を策定し、労働者に周知し遵守させることです。
- 3 今回の災害は高さが5メートル未満でしたから、法令上は鉄骨の組立等作業主任者の選任は必要ありませんでしたが、4.8メートルの高さから墜落していますので、労働安全衛生法は最低基準であるということと考え、ギリギリの時は作業主任者を選任して、作業に従事する労働者の墜落による危険の防止を検討しておくべきではなかったかと考えます。

【おわりに】

今回の災害は、小規模な建築工事で発生したものです。

小規模な工事においては、手すり先行足場工法などの安全な足場の設置は、いろいろな面で難しいかもしれません。

しかし、高所作業においては何らかの墜落による危険防止措置がないと、大きなリスクを抱えながら作業を行うことになり、いつ同じような災害が発生してもおかしくない状況があります。

小規模工事であっても、まず落ちないための足場の設置を検討することです。

そして、いろいろな面からみて足場の設置ができないような状況であったら、安全な足場に代わる墜落による危険防止措置を検討する必要があります。

安全な足場に代わる措置として、高所での作業箇所の下に墜落防止用のネットを張り、親綱を設置して労働者に安全帯を使用させることは、安価で有効な墜落防止対策です。

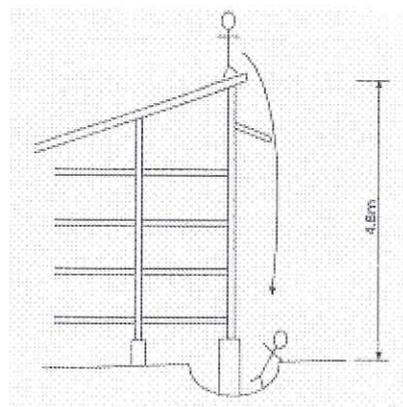
これらの設備は、使い捨てではなく、購入後、適正な管理の下で繰り返し使用できるものです。

購入するほどの使用頻度がなければ、リースすることもできます。

目先の経費や時間の短縮より、長い目で見たら、安全施工を行うことが、使用者にとっても労働者にとっても、最も賢い選択だと考えられます。

皆様方のところでは、安全第一の方針で取り組んでおられることと思います。

しかし、安全第一とはどういう意味でしょうか。今一度基本に立ち返り、この意味について考えて見てはいかがでしょうか。



事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

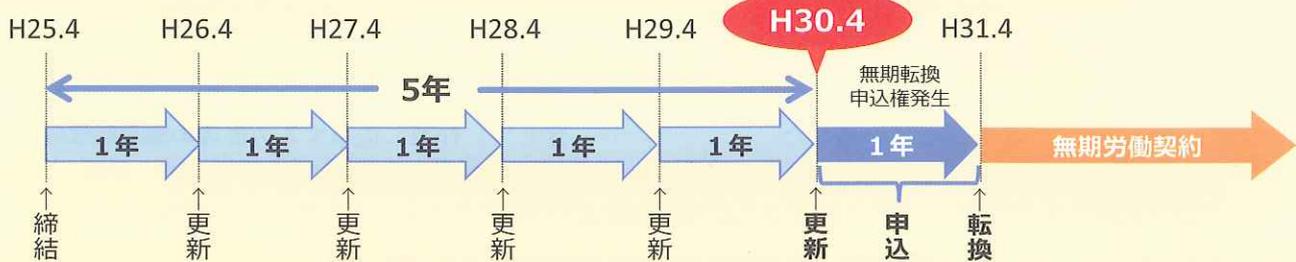
安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、鹿児島労働局 雇用環境・均等室 (099-223-8239) にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか導入のポイントなどをご参照できます。
<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



新規学卒者の職業紹介状況

鹿児島労働局職業安定部訓練室

【平成29年3月新規学卒者職業紹介状況】

- 高校生：県内就職希望者の就職内定率は99.4%（前年同月比0.4P増）、県外就職希望者の就職内定率は99.9%（前年同月比0.1P増）、全体で99.6%（前年同月比0.2P増）となりました。県内就職内定者は2,099人で就職者全体の52.8%。
- 大学生：県内就職希望者の就職内定率は97.1%（前年同月比3.0P増）、県外就職希望者の就職内定率は95.5%（前年同月比0.9P減）、全体で96.3%（前年同月比1.0P増）となりました。県内就職内定者は873人で就職者全体の50.6%。
- 景気の緩やかな回復基調が続いている中で、高校生の県内求人数は4,941人と前年同月比で336人（前年同月比7.3%）増加したこともあり、高校生の就職内定率は県内、県外いずれも前年を上回り、平成以降最高値となりました。また、大学生の就職内定率については、県内は前年を上回り、県外は前年を若干下回りました。県内就職希望者の就職内定率は4年連続で90%を超えて（90%を4年連続で上回るのは平成以降初めて）おり、平成2年度に次いで2番目と、大学生の就職内定状況も高い水準にあります。
- 鹿児島労働局とりまとめの平成29年3月新規学卒者の就職内定状況については、下記の鹿児島労働局HPに掲載しています。
http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou.html

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成29年3月分】

県内有効求人倍率 1.12倍（前月比0.02P増）
 全国有効求人倍率 1.45倍（前月比0.02P増）
 県内正社員有効求人倍率 0.76倍（前年同月比0.15P増）
 全国正社員有効求人倍率 0.94倍（前年同月比0.11P増）

※本県の雇用失業情勢は、このところの景気の緩やかな改善傾向やそれに伴う人手不足を背景として、全体として企業の採用意欲は高く、平成29年3月の県内有効求人倍率は平成29年1月に並んで過去最高となり、11か月連続で1倍台を推移しています。今後の求人・求職の動きに注視が必要と思われます。

企業の生産性向上の取組みを支援します

鹿児島労働局職業対策課

今後労働力人口の減少が見込まれる中で、経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠です。

このため、企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割増します。

雇用維持や障害者の雇用環境整備などを除いた労働関係助成金について、生産性が設定されます。

ご相談は、職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

平成29年 業種別死傷災害発生状況（4月末）

鹿児島労働局

	平成29年		平成28年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	483	4	469	5	14	-1
1 製造業	95	1	90	2	5	-1
1 食料品製造業	57	1	58	1	-1	0
4 木材・木製品製造業	5		6	1	-1	-1
9 窯業・土石製品製造業	6		3		3	0
11～12 金属製品製造業	8		5		3	0
13～15 機械器具製造業	6		6		0	0
上記以外の製造業	13		12		1	0
2 鉱業	1	0	1		0	0
3 建設業	76	0	70	1	6	-1
1 土木工事業	30		22		8	0
2 建築工事業	30		35	1	-5	-1
3 その他の建設業	16		13		3	0
4 運輸交通業	56	2	61	0	-5	2
1 鉄道・航空機業	6	1	2		4	1
2 道路旅客運送業	7		6		1	0
3 道路貨物運送業	42	1	53		-11	1
4 その他の運輸交通業	1		0		1	0
5 貨物取扱業	9	0	7	0	2	0
1 陸上貨物取扱業	5		4		1	0
2 港湾運送業	4		3		1	0
6 農林業	28	1	21	1	7	0
1 農業	12		5		7	0
2 林業	16	1	16	1	0	0
7 畜産・水産業	25		26		-1	0
8 商業	51	0	63	1	-12	-1
1 卸売業	5		7		-2	0
2 小売業	39		43	1	-4	-1
3 理美容業	0		0		0	0
4 その他の商業	7		13		-6	0
9 金融・広告業	7	0	8	0	-1	0
11 通信業	5	0	1	0	4	0
12 教育・研究業	5	0	5	0	0	0
13 保健衛生業	67	0	61	0	6	0
1 医療保健業	23		26		-3	0
2 社会福祉施設	43		35		8	0
3 その他の保健衛生業	1		0		1	0
14 接客娯楽業	29	0	26	0	3	0
1 旅館業	6		6		0	0
2 飲食店	11		12		-1	0
3 その他の接客娯楽業	12		8		4	0
上記以外の事業	29	0	29	0	0	0
10 映画・演劇業	0		0		0	0
15 清掃・と畜業	16		15		1	0
16 官公署	0		1		-1	0
17 その他の事業	13		13		0	0
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	47	1	57		-10	1
第三次産業（8～17）	193	0	193	1	0	-1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めて集計したものの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」の 認定基準・認定マークが改正されました

鹿児島労働局雇用環境・均等室

「次世代育成支援対策推進法」に基づく、くるみん認定・プラチナくるみん認定は、2017年4月1日から、子育てサポート企業を多方面より評価する認定基準に改正され、あわせて、くるみんマークも新しいマークに改正されました。

☆くるみんマークが新しくなりました☆

2017年4月1日から、新しい認定基準を満たした場合、より高い基準を満たした企業として、新しいくるみんマークが付与されます。新しいマークは上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業か、一目で分かるようになりました。

また、星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。

実際に付与されるマークは、認定を受けた回数に応じて星の数が変わります。



認定基準等の主な改正ポイント

☆法定時間外労働時間等の実績に係る基準が

新たに追加☆

くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに、以下の2つの基準を満たす必要があります。

- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満
- ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者

☆プラチナくるみんの公表事項を追加☆

追加事項は次のとおりです。

- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の各月の平均時間
- ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者の数

☆男性育休取得率はより高い目標へ変更及び育休以外の男性の育児も評価☆

くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに、企業の子育てサポートには、男性の育児を支援することが重要であることから、男性育休取得率の認定基準が、次のとおりに変更になりました。

* (旧)「1人以上」→(新)「7%以上」

なお、くるみん認定については、男性の育休取得率にかえて、育児目的休暇取得等次の基準を満たすことで認定を受けるができるようになりました。

* 「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の取得率 15%以上」かつ「育児休業取得者 1人以上」

☆「関係法令に違反する重大な事実」の範囲を拡大☆

「関係法令に違反する重大な事実がないこと」という認定要件に、「労働基準関係法令の同一条項に複数回違反」等が追加され、対象企業の法令違反を、より厳しく確認するようになりました。

* 「えるぼし認定」の認定基準においても、関係法令違反については共通の改正が行われました*



《お問合せ先》鹿児島労働局 雇用環境・均等室

鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階 TEL099-223-8239

* 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法について（厚生労働省HP）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html

育児・介護休業法が改正されました

～平成29年10月1日施行～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

保育園などに入所できないことを理由の離職防止、また、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めるため、法律が改正されました。

○最長2歳まで育児休業の再延長

原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入れられない場合などに限り、更に6か月（2歳までの再延長が可能 ※育児休業給付金の給付期間も2歳まで（詳細は最寄りのハローワークまで）

○子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、従業員やその配偶者が妊娠・出産したことなどを知った場合に、その従業員に個別に育児休業などに関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設

○育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てる従業員が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設

詳細については、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）へ

*厚生労働省ホームページ→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

業務改善助成金のご案内

鹿児島労働局雇用環境・均等室

◇支給対象者 事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。

◇主な支給要件

- (1) 事業実施計画を策定すること
 - ① 賃金引上計画 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画（就業規則等に規定）。
 - ② 業務改善計画 生産性向上のための設備投資などの計画。
- (2) 引上げ後の賃金額を支払うこと
引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- (3) 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
ただし、①単なる経費削減のための経費
②職場環境を改善するための経費
③社会通念上当然に必要な経費 は除きます。
- (4) 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと
※その他、申請に当たって必要な書類があります。

◇助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資などにかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（1,000円未満端数切り捨て）。なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7/10 ※ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ※) ※生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円

お問い合わせ

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター ☎ 0120-898-930

(公益社団法人 鹿児島県労働基準協会内)

鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎ 099-223-8239

平成29年度 鹿児島労働安全衛生大会のご案内

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

鹿児島県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、近年増加傾向が続いており、平成28年は対前年比で234人増と大幅に増加し、1,985人となるなど平成11年以来の最も多い人数となりました。

このような状況の中、本年度は、労働災害防止対策の原点に立ち返り、労働災害防止の鍵となる講演と事業場における治療と職業生活の両立支援のための現状と課題等についての講演を主眼とし、大会を開催することに致しました。

事業者、安全衛生スタッフ、人事担当者、医療関係者等の方の参加をお待ちしています。

- 日 時 平成29年 7月3日(月) 午後1時～4時15分（開場12:00）
- 会 場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール（鹿児島市与次郎2-3-1 電話099-257-8111）

※ 駐車場はありますが、駐車台数に限りがありますので公共機関をご利用願います。

【特別講演第1】

演題：乳がんの治療と就労

講師：川野 純子 先生 社会医療法人博愛会 相良病院 乳腺科医師

【特別講演第2】

演題：労働災害防止対策の原点 ～危険を危険と気づくために～

講師：原岡 義彦 先生 中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター 所長 安全管理士

●●特別講演者紹介●●



川野 純子（かわの じゅんこ）先生

特定領域がん診療連携拠点病院（乳がん） 社会医療法人博愛会 相良病院乳腺科医師
日本人女性11人に1人が乳がんを発症する時代となり、検診精査や良性腫瘍の経過観察も含めてたくさんの方が乳腺外来を受診されます。
診断や治療を受けながら、誤解なくかつ自分らしく生活するお手伝いをできればと考えながら、診療を行っています。
そのためには、一人ひとり社会全体が共通の認識を持って仕事と治療を両立できる体制が当たり前になってほしい。
今回のお話を通して乳腺診療での日常を知ってもらい、それぞれの企業でサポートの在り方をご検討くださるきっかけになれば嬉しいです。



原岡 義彦（はらおか よしひこ）先生

衛生管理者、労働安全コンサルタント、一級建築士などの資格を取得し、関係会社の指導業務を経て、中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター四国支所長、安全管理士などを歴任、平成26年9月から中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター所長、安全管理士として勤務。
現在に至る。

- 主 唱 厚生労働省 鹿児島労働局
- 主 催 （公社）鹿児島県労働基準協会
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
鹿児島県砕石協同組合連合会
（公社）建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部
- 共 催 （独法）労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
（一社）日本ボイラ協会鹿児島支部
鹿児島県T H P推進連絡協議会
- 協 賛 （公社）鹿児島県医師会
（公社）日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部
- 後 援 鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社（予定）

【問い合わせ先】 鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会事務局
（鹿児島県労働基準協会内 電話099-226-3621）

厚生労働省鹿児島労働局委託事業 専門家派遣・相談等支援事業

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター 設置のごあんない

受託者：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

本会は、鹿児島労働局より委託を受けて賃金引上げのための経営管理や労働管理などの専門家による無料相談等のワン・ストップサービスを提供するため鹿児島県最低賃金総合相談支援センターを開設しました。

最低賃金引上げの影響を受けるあなたの会社に備えはできていますか？

賃金引上げのためには、経営改善や生産性向上とともに、賃金制度・労務管理・就業規則などの見直しが必要です。そのような悩みについて、鹿児島県最低賃金総合相談支援センターでは**専門家である社会保険労務士が無料**でご相談に応じます。また、皆さまの会社に専門家を派遣してご相談に応じることも可能です。是非、ご利用ください。

◎最低賃金に関するご相談は◎

相談無料
秘密厳守

ご相談ダイヤル 0120-898-930

相談体制

電話相談・来所相談・専門家派遣（要予約）

時間

9：00～17：00

期間

平成30年3月30日まで

但し、土、日曜日及び祝祭日等を除く

センター以外の場所でも窓口を設置し、相談にあたります。

【日程・場所等はホームページ等でご案内致します。】

場所

鹿児島県最低賃金総合相談センター

鹿児島市新屋敷町16-16（公社）鹿児島県労働基準協会内

（駐車場は、「公社ビル駐車場」をご利用下さい【50分無料】）

最低賃金に関する相談無料！専門家派遣もOK！

<労務管理に関する相談の例>

- 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定等）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの
厚労省関係支援制度などのご案内

お気軽にご相談ください。



賃金に関する各種調査にご協力下さい。

鹿児島労働局 賃金室

鹿児島労働局労働基準部賃金室では、賃金の実態を把握するため、「最低賃金に関する実態調査」と「賃金構造基本統計調査」の2種類の調査を実施します。

対象となる事業所の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご協力をお願い申し上げます。

2種類の調査は次のとおりです。

①最低賃金に関する実態調査

「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」の2つから構成されており、中央最低賃金審議会及び鹿児島地方最低賃金審議会における最低賃金の改正等の審議に際し、極めて重要な資料となるものです。最低賃金の適正な決定には、県内の賃金の状況を表すデータが不可欠であることは言うまでもありません。

賃金改定状況調査は約300事業所を、最低賃金に関する基礎調査は約1,300事業所を対象に、原則として6月1日現在の状況を、6月中に実施します。

②賃金構造基本統計調査

毎年、全国一斉に行われる調査で、最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されており、その結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の算定等に必須のものとなっており、極めて重要な役割を果たしています。

なお、産業の種類、地域、企業規模等の関係から、連続して対象事業所に選定される場合もありますが、趣旨や重要性を御理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

県内の対象は約1,500事業所で、原則とし6月30日現在の状況を、7月中に実施します。

講師研修会及び連絡会議を開催しました

(公社)鹿児島県労働基準協会
鹿児島教習所

当協会は、労働安全衛生法に基づく様々な講習を実施しており、年間約8千名の受講者を輩出しております。

例年、受講者に講習を通して直接指導、講義を行う講師に対し研修会及び連絡会議を開催しておりますが、本年度も講師・職員で計32名参加し、平成29年3月24日に鹿児島教習所（鹿児島市セツ島）に於いて標記研修会を開催しました。

初めに、当協会吉本専務理事より講師に対し日頃の感謝を述べるとともに、開会の挨拶があり、その後、2つの講演が行われました。

最初の講演は株式会社モバイルシステム代表取締役の山元社長より「個人情報情報の取扱いについて」と題し、個人情報情報の流出の危険性やサイバー攻撃などについての最近の傾向について説明があり、また、その対処法につい

でも詳しくご講演いただきました。

次に、ヘルスサポートセンター鹿児島産業保健部の上野保健師、新川保健師より「健口から健康」と題し保健師の説明のもと、マスコットキャラクターの「クロ葉さん」を迎え、歯を含む口腔ケアが万病を防ぐもとなることや、唾液を出すことの重要性の説明や流行の音楽に合わせて唾液腺マッサージを全員で行ったりと、面白く和やかに健康維持のための講演をしていただきました。

講演後、事務局より技能講習等及び特別教育等の修了証交付状況の報告や、県内における死傷災害発生状況及び書類送検事例の紹介がありました。

最後に中川所長より新年度に向けて施設・設備の更新情報提供や教習所教室等増築工事の進捗状況について報告があり研修会の終了となりました。

今後も今回の研修会を踏まえ、講習会等の更なる充実を図るとともに、労働災害の防止に寄与し、関係行政機関等との連携を図り事業を進めて参りますので、会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。



株式会社モバイルシステム
山元社長による講演



ヘルスサポートセンター鹿児島
保健師による講演

長時間労働をどげんかせんといかん！

～ 労働時間を削減し、働きやすい鹿児島県に ～

鹿児島労働局監督課



鹿児島県は労働時間が長い！

- ☑ 鹿児島県の年間総労働時間は、全国平均と比べて、パート労働者を含む全労働者で約73時間、正社員のみで約56時間長い。（平成28年毎月勤労統計調査より）



職場意識改善助成金を活用して労働時間短縮！

- ☑ 勤務間インターバルの導入や時間外労働の上限設定などに取り組む中小企業に、取組に要した費用の一部を助成します。

コース	対象の取組	上限額
勤務間インターバル導入	勤務間インターバル新規導入、対象者拡大、時間延長	50万円
時間外労働上限設定	時間外労働協定の延長時間を短縮し限度基準以下の上限設定	50万円
職場環境改善	所定外労働削減や年次有給休暇取得促進	100万円
所定労働時間短縮	法定労働時間が週44時間の特例措置対象事業場が所定労働時間を短縮	50万円
テレワーク	テレワーク新規導入、対象者拡大	150万円

☞ 助成金の詳細は、鹿児島労働局雇用環境・均等室にお尋ねください。

（参考）政府を挙げて長時間労働削減に取り組んでいます



「働き方改革実行計画」が策定されました

（経過）

平成29年3月28日 働き方改革実現会議で「働き方改革実行計画」を決定
平成29年4月7日～ 労働政策審議会労働条件分科会で労働基準法改正案の議論を開始

「働き方改革実行計画」の内容（抜粋）

【働き方改革実現会議決定】

☞ 上限規制の方向性

原則	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 月45時間 ☑ 年360時間
特例	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 年720時間 ☑ 2、3、4、5、6か月平均で、休日労働を含んで80時間以内 ☑ 1か月で、休日労働を含んで100時間未満 ☑ 特例の適用は、年半分を超えないよう、年6回まで

※「自動車運転の業務」「建設事業」「医師」「新技術・新商品等の研究開発の業務」には一定期間の猶予措置等の例外を設けるとされています。

☞ 基本的考え方

◆ 我が国は欧州諸国と比較して労働時間が長く、この20年間フルタイム労働者の労働時間はほぼ横ばい。仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正しなければならない。働く方の健康の確保を図ることを大前提に、マンアワー当たりの生産性を上げつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていく。

◆ 長時間労働は、構造的な問題であり、企業文化や取引慣行を見直すことも必要である。「自分の若いころは、安月給で無定量・無制限に働いたものだ。」と考える方も多数いるかもしれないが、かつての「モーレツ社員」という考え方自体が否定される日本にしていく。労使が先頭に立って、働き方の根本にある長時間労働の文化を変えることが強く期待される。

業務プロセスや教育訓練の効率化などにより、上限規制を含む長時間労働削減の流れへ早めの対応をお願いします。

保健師からお届け クローバーたより

お口すっきりで息も爽やか!!

ヘルスサポートセンター鹿児島

健康 第一 クロ葉さん♪



クロ葉さんの健康への道はまだまだつづく...

8割の人が自分の口臭が気になった経験があります!!

口臭の対処法

おいだけじゃなかった〜

ほっ

STEP1 まずは舌の掃除をしよう

口臭の主な原因は舌苔です!! 舌苔とは舌の表面につく白いコケ状のもの<道具>・鏡・舌ブラシ(毛先の柔らかい歯ブラシでも可)<手順>



舌ブラシを鏡で見える最も奥に軽くあて、手前に引く(息を数秒間止めながら行くと、おえっとしにくくなる)。※決して力を入れ過ぎないようにしてください。

舌ブラシの先を水道の水でよく洗い舌ブラシの先に汚れ(舌苔)がついてこなくなるまで、舌のチェックと舌清掃を繰り返す

1日の舌清掃の回数は、起床時の1回でOK! それ以上行くと舌の粘膜を傷つけるおそれがあります。また舌に傷や潰瘍があるときは、舌清掃を中止してください。

STEP2 それでも臭いがとれない場合は歯周病の可能性が有ります!

日々の歯磨きをしっかりと行い定期的に歯科受診をしよう!! 歯周病とは歯の汚れに含まれる細菌が歯と歯ぐきのすきまから侵入し、歯ぐきに炎症を起こします。ひどくなると歯を支える骨を溶かしてグラグラにさせてしまう病気です。

35歳以上の人は8割が歯周病といわれています(軽度も含む)。歯周病は痛みもなく進行していきますので定期的に歯科医にチェックしてもらいましょう!

STEP3 消化不良、肝機能低下、糖尿病など全身疾患由来のものもあります。このような場合は内科医の受診をすすめます!!

<参考文献>

厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/teeth>

公益社団法人 日本歯科医師会 10代~70代の男女1万人に聞く、お口の臭い調査

https://www.jda.or.jp/pdf/DentalMedicalAwarenessSurvey_h28_v3.pdf

出番ですよー!!

あたいの健康法 女性 【鹿児島市在住】

手足の冷えと体力、筋力の衰えを感じており最近ヨガを始めました。

レッスンについていけずへろへろになる事も多いですが、大量の汗をかいて、やりきった後の充実感にはまっています。

これからも続けていきたいと思っています。

おいもしてみたか! ぜひぜひ 続けたもし!!

次はわいの番だぞ! バトンタッチ!!



クロ葉 健一

良か距離感

今日も皆と

息きれい

舌苔取って

舌磨き

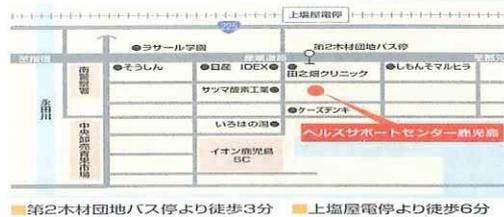
クロ葉 心の狂句

健康の保持・増進のお手伝いをします!!



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



第2木村団地バス停より徒歩3分 上塩屋電停より徒歩6分



平成29年度 鹿児島地区出張特別試験のご案内

～労働安全衛生法に基づく免許試験～

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター

鹿児島地区出張特別試験が平成29年8月20日（日）に次のとおり実施されます。

1 試験の種類・日時・場所

別表1のとおり

2 受験申請書の受付

別表2のとおり

3 試験手数料及び払込方法

① 学科試験手数料

各免許試験とも 6,800円

学科試験手数料の払込は、所定の用紙を使用し、郵便振替又は銀行振込にしてください。（現金納入はできません。）

4 受験申請書の受付期間（必着）

平成29年6月15日（木）から6月30日（金）まで（土日を除く）

★実技試験について

(1) クレーン・デリック運転士（クレーン限定）、移動式クレーン運転士免許試験及び揚貨装置運転士は、実技試験を伴いますが、登録教習機関の実技教習修了者は、修了日から1年間実技試験が免除となります。

(2) 学科試験合格者で、九州安全衛生技術センターで実施する実技試験を希望された方は、実技受験票により、実技試験の日時をお知らせします。

(3) 実技試験手数料

11,100円を実技試験当日九州安全衛生技術センター受付に現金で納入してください。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター

（福岡県久留米市東合川5丁目9番3号

TEL0942-43-3381 <http://www.kyushu.exam.or.jp/>）

(4) 揚貨装置運転士の実技試験は、水島港湾技能教習所（岡山県）で実施いたします。

5 鹿児島国際大学への交通機関

(1) JR

鹿児島中央駅から指宿・枕崎線「喜入、山川または枕崎行き」で坂之上駅下車、乗車時間約25分、徒歩約20分。

(2) 鹿児島交通バス

・「平川動物園行き」又は「指宿・枕崎行き」で、坂之上南停留所下車、徒歩約20分。

・「国際大学・慈眼寺団地行き」で国際大学前停留所下車、徒歩約5分。

注・バスは、道路事情によって、かなりの遅れも見込まれますので、ご注意ください。

特に、「国際大学・慈眼寺団地行き」は、便数が少ないので注意が必要です。

・駐車場はありますが、交通混雑が予想されますので、車で来られる方は、余裕をもってお出かけください。また、必ず正門を上がらず、学生駐車場入口から進入して下さい。

別表1 試験の種類及び 試験の日時・場所

試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

試験日	試験の種類	試験時間	試験場
8月20日(日)	○ 第一種衛生管理者	9:30～12:30	学校法人 津曲学園 鹿児島国際大学 2号館 所在地：鹿児島市坂之上 8丁目34-1 （試験当日の問合せ先： TEL 090-8689-4071）
	○ 第二種衛生管理者	9:30～12:30	
	潜水士	10:00～15:30	
	★ クレーン・デリック運転士（クレーン限定）	13:30～16:00	
	★ 移動式クレーン運転士	13:30～16:00	
	★ 揚貨装置運転士	13:30～16:00	
	○ 一級ボイラー技士	10:00～15:30	
	二級ボイラー技士	13:30～16:30	
	ボイラー整備士	13:30～16:00	
※試験については、大学に問い合わせをしないで下さい。			
(注) 1. ○印の試験は、受験資格を要するものです。 2. ★印の試験は、実技試験を伴うものです。 3. 大学構内は「歩行喫煙・ポイ捨て厳禁」です。喫煙は所定の場所でお願います。 4. 試験当日は、大学内の食堂・売店は営業していません。			

別表2 受験申請書の受付

試験の種類ごとに次の団体で受付けます

試験の種類	受験申請書提出先
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 クレーン・デリック運転士(クレーン限定) 移動式クレーン運転士	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 所在地：鹿児島市新屋敷町16-16 (〒892-8550) 電話：099-226-3621
一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 ボイラー整備士	一般社団法人 日本ボイラ協会鹿児島支部 所在地：鹿児島市山下町9-31 第一ボクエイビル205号 (〒892-0816) 電話：099-223-1544
潜水士	建設業労働災害防止協会鹿児島県支部 所在地：鹿児島市鴨池新町6-10 (〒890-8512) 電話：099-257-9211 鹿児島県建設センター内
揚貨装置運転士	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島支部 所在地：鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター (〒892-0835) 電話：099-226-2611



平成29年7月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格		
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 7/3~7/7	6/5~6/9	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者		
	【科目免除者】 7/3~7/4		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)		
床上操作式クレーン運転	7/3~7/5	6/5~6/9	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者		
石綿作業主任者	7/6~7/7	6/5~6/9	会員 12,716円 一般 13,716円			
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	7/10~7/11	6/12~6/16	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者		
	7/12~7/14		6/12~6/16	会員 18,440円 一般 19,440円		
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	7/26~7/28	6/26~6/30	会員 18,440円 一般 19,440円			
小型移動式クレーン運転	7/18~7/20	6/19~6/23	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者		
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 7/24~7/28	6/26~6/30	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円			
	【科目免除者】 7/24~7/25		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者		
教習 移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	7/10~7/15	6/12~6/16	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)		
			特別教育 小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 研削といしの取替え等 (自由研削用)	7/18~7/19	6/19~6/23	会員 16,460円 一般 19,700円
その他 職 長 教 育	7/20~7/21	6/19~6/23	7/24	6/26~6/30	会員 10,908円 一般 11,988円	
			7/20~7/21	6/19~6/23	会員 12,744円 一般 15,984円	

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

問い合わせ先：川内支部
TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習	7/10~7/12	6/5~6/9	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

鹿屋地区での講習会のお知らせ

問い合わせ先：鹿屋支部
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習	7/24~7/26	6/19~6/21	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。